

静岡県グリーンボンド・フレームワーク



令和 4 年 8 月

静岡県

1 はじめに Overview

静岡県（以下、「本県」）は、以下の通り、グリーンボンド・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」）を策定しました。本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則（GBP）2021 及び環境省の定めるグリーンボンドガイドライン 2022 年版に基づき策定しており、これらの原則等との適合性に対するオピニオンを株式会社格付投資情報センター（R&I）より取得しております。

(1) 静岡県の概要

本県は、我が国のほぼ中央に位置し、東西 155km、南北 118km、総面積 7,777 km²で、全国土面積の約 2%を占め、全国で 13 番目の広さです。県土の南側は変化に富んだ海岸線で黒潮の流れる太平洋に面し、北側には世界文化遺産である富士山やユネスコエコパークに登録された南アルプスを擁しています。また東側には 2018（平成 30）年にユネスコ世界ジオパークに認定された伊豆半島、西側には遠州灘につながる浜名湖など、複雑な地質と変化に富んだ地形を有し、優れた自然景観と豊富な動植物相を誇っています。加えて、温暖な気候と豊富な降水量にも恵まれ、緑豊かな森林で涵養された豊かな水は、狩野川、富士川、安倍川、大井川、天竜川などの河川となって太平洋に注いでいます。

本県は、このように温暖な気候や富士山、南アルプスなどの豊かな自然環境に恵まれ、時として荒々しい脅威となる自然に対する畏敬の念を持ち、その恵みを享受し、そこに暮らす生き物の命を大切に守り育み、自然と共生することで、今日の豊かな社会を築いてきました。持続可能な社会の構築に当たっては、環境を基盤とし、その上に我々の経済社会活動が成り立っていることを認識した上、地球環境を守り、地域資源の活用等により環境負荷を軽減させ、健全で恵み豊かな環境を将来世代に引き継いでいくことが重要であり私たちの責務であると考えております。

(2) 静岡県の環境への取組

近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。国際社会では、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成に向けた取組や ESG 市場の拡大など、持続可能性の追求に向けた流れが加速しています。国内では、2020（令和 2）年 10 月の政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、2021（令和 3）年 2 月、本県の川勝知事が国と歩調を合わせ、2050 年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。また、新型コロナウイルス感染症により、マスク・食品トレーといった廃プラスチックの増加が懸念される等、環境を巡る新たな課題が浮き彫りとなっております。

こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、「SDGs のモデル県」として将来にわたり持続可能な発展を実現するため、令和 4 年 3 月に「第 4 次静岡県環境基本計画」を策定いたしました。

本県では、本計画においては、地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現を目指し、「脱炭素社会」や「循環型社会」をはじめとする 5 つの分野を設定し、今後の環境施策の基本的な取組を提示しています。脱炭素社会の構築に向けては、県民、企業、団体等の皆様と連携し、徹底した省エネルギー対策に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入促進、技術革新の推進など、あらゆる政策手段を導入して取り組んでまいります。また、プラスチック等資源の循環利用や廃棄物の発生抑制等による環境負荷の低減、県民生活に欠かすことのできない「命の水」を守る健全な水循環の確保や希少種をはじめとする多様な動植物の保護にも着実に取り組んでまいります。

本県の恵み豊かな環境は、本県の経済・社会の発展の基盤となるものです。この度、本県として初となるグリーンボンドを発行いたしますが、グリーンボンドを発行することで、県民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体と連

携し、県内外の幅広い自治体や事業者も巻き込み、ESG 投資に対する機運醸成を図り、持続可能な社会実現に向けた取組を進めてまいります。

(3) グリーンボンド・フレームワーク策定の目的及び背景

本フレームワークに基づいたグリーンボンドの調達を予定しております。当該資金調達は本県の環境への取組方針に合致するとともに、脱炭素社会の実現に貢献し、持続可能な社会の実現に貢献できるものと考えています。

2 調達資金の使途 Use of Proceeds

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格プロジェクトへ新規に充当される予定です。

適格プロジェクト分類	対象プロジェクト	環境面での便益	関連する SDGs
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> 県有建築物の ZEB 化(ZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented) 県有施設・設備の更新・改修（照明の LED 化、空調設備の更新、高断熱化等） 信号機、道路照明灯等の新設・更新（LED 化） 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量削減 温室効果ガスの排出量削減 	 
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルポート（CNP）の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量削減 	 
グリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の電動車化 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量削減 	 
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> 水害対策のための河川改修（拡幅、掘削工事、海岸防砂林等） 砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策、道路法面工事等 高潮・高波対策（海岸保全施設及び漁港施設の改修） 	<ul style="list-style-type: none"> 水災害など発生時の浸水被害、土砂災害等の緩和 	 
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> 県営林の維持管理（林道整備） 間伐などの適切な森林整備 	<ul style="list-style-type: none"> 森林吸収源の確保 生物多様性の保全 	 
汚染の防止と管理に関する事業（サーキュラー・エコノミー）	<ul style="list-style-type: none"> 県有建築物における県産材による木造化、木質化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源の循環利用の促進 	 

3 プロジェクトの選定基準とプロセス Process For Project Selection and Evaluation

本フレームワークに基づくグリーンボンドの資金使途として充当するプロジェクトの適格性の評価及び選定については、本県知事直轄組織政策推進局財政課が候補を選定し、各部局との協議を経て、政策推進担当部長が最終決定します。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しています。

想定されるリスク	緩和対応
工事に伴う騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 自治体で求められる設備認定・許認可の取得 地域住民への十分な説明
不適切なレアメタル等金属の採掘・使用・廃棄による環境への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査
交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> 自治体で求められる廃棄手続の徹底
土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施
労働安全面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 受注者における安全施工措置等を定める

4 調達資金の管理 Management For Proceeds

(1) 調達資金と資産の紐付方法と追跡管理の方法

地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要があります。したがって、グリーンボンドの調達資金は、原則として当該年度中に適格プロジェクトに充当（以下、「充当プロジェクト」）されます。

本県の知事直轄組織政策推進局財政課では、予算編成の都度、県債管理表により全ての起債を管理しています。県債管理表は、事業区分ごと事業費、県債充当額等を記録しています。グリーンボンドの調達資金についても、県債管理表により、充当プロジェクトと他の事業を区分して管理することで、調達資金は、あらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられます。

なお、地方公共団体の場合、歳出の財源にはその年度の歳入を充てる必要があるため、本県のグリーンボンドの調達資金は、当該年度中に全て充当プロジェクトに充当されます。

(2) 調達資金の追跡方法にかかる内部統制

グリーンボンドの調達資金については、年度終了後、充当プロジェクト名及び充当金額を取りまとめ、政策推進担当部長へ報告を行います。

会計年度の終了時には、充当プロジェクトを含む全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後監査委員の意見とともに決算関係書類は県議会に提出され、承認されることとなります。

(3) 未充当資金の管理方法

調達資金の充当が決定されるまでの間、調達資金は本県の会計管理者が指定金融機関の預金口座において現金にて管理します。

5 レポートینگ Reporting

(1) 資金充当状況レポートینگ

適格プロジェクト及び充当金額を本県ウェブサイト上にて、起債翌年度に開示します。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示します。

(2) インパクト・レポートینگ（環境改善効果等の報告）

本県は適格プロジェクトによる環境改善効果に関する以下の項目について実務上可能な範囲において、グリーンボンドの起債翌年度に開示を行う予定です。

適格プロジェクト分類名	レポートینگ項目
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> 整備実績（含む整備施設名） 県有施設の ZEB 化の場合、取得状況・認証取得種類 更新・改修した数量 エネルギー削減量 CO2 排出削減量
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 整備実績 エネルギー削減量 CO2 排出削減量
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車導入実績 CO2 排出削減量
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> 整備箇所名、箇所数 整備距離・面積
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> 整備実績 整備距離・面積
汚染の防止と管理に関する事業 (サーキュラー・エコノミー)	<ul style="list-style-type: none"> 整備実績 県産材の使用実績

6. 参考書類

1. グリーンボンド原則 2021 (ICMA)
2. グリーンボンドガイドライン 2022 年版 (環境省)
3. 第 4 次 静岡県環境基本計画 2022-2030
4. 第 4 次 静岡県地球温暖化対策実行計画

以上